

## 裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年7月13日付け、同月24日付け及び同月28日付けで提起した葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）に対する不作為に係る各審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件各審査請求をいずれも却下する。

### 事案の概要

- 1 不作為庁は、令和3年7月31日、審査請求人から、同人の母であるY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟であるZを同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。なお、審査請求人の障害者加算について、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。）別表第1第2章2(2)イ在宅の額を支給することを決定した。
- 2 請求人母は、令和3年11月12日、不作為庁事務所を訪れ、不作為庁に対し、審査請求人が自宅からAまでの通院時にタクシーを利用した交通費として、同年8月5日に交通

費1,020円、同年9月30日に交通費2,260円を要したとして保護申請書（以下「本件申請書①」という。）を提出した。

- 3 不作為庁は、令和3年11月15日、本件申請書①のうち同年9月30日の通院交通費2,260円に係る申請について、申請額と同額の2,260円を医療移送費として支給することを決定し、その旨請求人母に通知した（3葛福決第99164号）。
- 4 審査請求人は、令和3年7月6日、不作為庁に対し、「請求の趣旨」欄に下記の内容が記載された「保護申請書（変更）」と題する書面（以下「本件申請書②」という。）をファクシミリで送信した。

#### 記

「被保護者審査請求人につき、

- ア 添付のとおり障害基礎年金1級を収入申告する（以下「本件申請書②アという。）」。
- イ 添付のとおり、年金の過去支給分について収入申告する（以下「本件申請書②イという。）」。
- ウ イにつき、別途計算書に基づき経費及び自立に関する費用を控除せよ（以下「本件申請書②ウという。）」。
- エ 障害者加算(2)のアを加算せよ（以下「本件申請書②エという。）」。
- オ 家族介護料を加算せよ（以下「本件申請書②オという。）」。
- カ 重度障害者加算を加算せよ（以下「本件申請書②カという。）」。
- キ エからカにつき始期を令和3年7月31日とせよ（以下「本件申請書②キという。）」。

- 5 審査請求人は、令和5年7月13日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書②に係る申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求1」という。）」。
- 6 審査請求人は、不作為庁に対し、「請求の趣旨」欄及び「請求の理由」欄に下記の内容が記載された「保護申請書（変更）」と題する令和5年7月14日付書面（以下「本件申請書③」という。）」をファクシミリで送信した。

#### 記

「請求の趣旨」

「請求人母につき、

- ア 審査請求人に係るBにおける診察（令和5年8月7日分）についてタクシー移送にかかる費用片道5000円を前払いで支払え（以下「本件申請書③アという。）。
- イ 請求人母に係るCにおける診察（令和5年8月14日分）についてタクシー移送にかかる費用片道15000円を前払いで支払え（以下「本件申請書③イという。）。
- ウ 請求人母に係るDにおける診察（令和5年8月3日及び18日分）についてタクシー移送にかかる費用往復22000円を前払いで支払え（以下「本件申請書③ウという。）」

「請求の理由」

「8月7日、年8月14日、8月3日及び18日に病院受診予定である。」

- 7 不作為庁は、令和5年7月21日、本件申請書②エカに係る申請につき、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛てに通知した（5葛福決第46288号）。
- 8 審査請求人は令和5年7月24日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書①に係る申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求2」という。）。
- 9 不作為庁は、令和5年7月27日、本件申請書③に係る申請を却下することを決定し、請求人母宛てに通知した（5葛福東第5346号）。
- 10 審査請求人は令和5年7月28日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書③に係る申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求3」という。）。
- 11 審理員は、令和5年8月1日、行政不服審査法第39条の規定により、本件審査請求1乃至本件審査請求3（以下あわせて「本件各審査請求」という。）に係る審理手続を併合した。
- 12 不作為庁は、令和5年8月7日、本件申請書②オに係る申請を却下する旨の決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第5379号）。
- 13 不作為庁は、令和5年9月26日、本件申請書①のうち令和3年8月5日の通院交通費

- 1,020円に係る申請を却下する決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第293号）。
- 14 不作為庁は、令和5年9月26日、審査請求人の障害年金一時金と障害年金生活者支援給付金調整額の受給を理由として、収入額315,311円（内訳は、障害年金一時金292,649円、障害年金生活者支援給付金調整額22,662円）から必要経費として120,620円を控除した194,691円につき、法63条に基づき返還を求める旨の決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第5590号）。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件申請書①乃至③に係る各申請につき、相当な期間が経過しても未だ処分がなされないため、不作為庁は本件申請書①乃至③に係る各申請につき、何らかの処分をせよとの裁決を求める。

本件申請書②ウは自立更生免除を求めるものであるところ、これは法第63条における費用返還義務を一部ないし全部免れる効果をもつ利益処分を要求するものであり、これの前提となる本件申請書②アイを前提とするものであるから、本件申請書②アイウは一体の申請として、収入認定を求めることにより行政庁の裁量による判断を求めているというべきである。収入認定除外となる場合はその分扶助費の減少を免れるので利益処分となる。

過去に不作為庁は審査請求人が葛飾区難病手当について収入認定の応答を求めたところ、収入認定除外にあたることを理由に却下している。本件各審査請求に係る申請に応答することが許されない特段の事情は存在しないから、不作為は違法である。

不作為庁は申請を否定するが、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法であることは論を待たない。

不作為庁は本件申請書①のうち令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請について口頭による取下げないし補正があった旨主張するが、ケース記録によると「申請はできない」旨説明したことが記録されており、これを口頭による取下げないし補正と取ることは社会通念上妥当ではない上に、当該説明は違法な申請権の侵害行為である。

不作為庁は法第24条第7項によるみなし却下があることにより不作為に該当しない旨主張するが、当該条項が存在したとしても処分がなされていないことに変わりはなく、みなし却下はなんら不作為庁の義務を免除するものではない。

不作為庁は従前から申請の受理日を申請の到達した日ではなく、申請の到達を職員が確認した日とする運用を行っているが違法である。

不作為庁の不作為が解消され、却下裁決となる場合でも、違法であるか否かの検討を求める。

## 2 不作為庁の主張

### (1) 本件申請書①について

不作為庁は、令和3年11月15日、本件申請書①のうち同年9月30日の通院交通費2,260円に係る申請について、申請額と同額の2,260円を医療移送費として支給することを決定し、請求人母宛てに通知した（3葛福決第99164号）。

また不作為庁は、本件申請書①のうち令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請については、申請時に不作為庁の担当職員の口頭での請求期間徒過の説明に対し、請求人母が事実上口頭による申請内容の一部の修正に応じた又は辞退、取下げをしたと判断したが、令和5年9月26日、申請を却下する決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第293号）。

したがって、本件申請書①に係る申請について不作為は存在しないことから、これに係る審査請求は却下されるべきである。

### (2) 本件申請書②について

本件申請書②アイウについて、不作為庁は、法61条に基づく収入申告の届出がなされたものと判断して受け付け、令和5年9月26日、収入額315,311円（審査請求人の障害年金一時金292,649円及び障害年金生活者支援給付金調整額22,662円の合計）から必要経費として120,602円を控除した194,691円を法63条に基づき返還を求める決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第5590号）。

本件申請書②エカにつき、不作為庁は、令和5年7月21日、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛に郵送で通知している（5葛福決第

46288号)。

本件申請書②オにつき、不作為庁は、令和5年8月7日、支給要件を満たさないものとして申請を却下する旨の決定をし、請求人母宛てに通知した(5葛福東第5379号)。

なお本件申請書②キについては、保護の開始が申請に基づくこととされている(ただし急迫した状況にあるときはその限りでない)ものの、被保護者が保護の時期を指定できる特段の定めは存在しないことから、法に基づく保護申請にはあたらない。

(3) 本件申請書③について

不作為庁は、令和5年7月27日、本件申請書③に係る申請は支給要件を満たさないものとして、申請を却下することを決定し、請求人母宛てに通知した(5葛福東第5346号)。

したがって本件申請書③に係る不作為は存在しないことから、これに係る審査請求は却下されるべきである。

(4) 以上の通り不作為は存在しないから、本件各審査請求はいずれも却下されるべきである。

## 理 由

### 1 本件に関する法令等の定め

#### (1) 生活保護法

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(第4条)。

イ 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる(第7条)。

ウ 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする(第8条第1項)。

エ 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない（第8条第2項）。

オ 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる（第15条）。

（略）

（ア）移送（第15条第9号）

カ 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない（第24条第1項）。

（イ）要保護者の氏名及び住所又は居所（第24条第1項第1号）

（ロ）申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係（第24条第1項第2号）

（ハ）保護を受けようとする理由（第24条第1項第3号）

（ニ）要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

（第24条第1項第4号）

（ホ）その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項（第24条第1項第5号）

キ 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない（第24条第2項）。

ク 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない（第24条第3項）。

ケ 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない（第24条第4項）。

コ 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、

扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる（第24条第5項）。

サ 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない（第24条第6項）。

シ 保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる（第24条第7項）。

ス 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する（第24条第9項）。

セ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（第61条）。

ソ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（第63条）。

ナ 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項（第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする（第64条）。

## 2 判断

### (1) 本案前について

ア 行政不服審査法第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）がある場合には、



次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解される所、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

イ まず、本件審査請求1において審査請求人が、不作為庁の不作為があると主張する本件申請書②についてであるが、同書面記載のうち、同書面添付のとおり障害基礎年金1級を収入申告するとする部分（本件申請書②ア）、同書面添付のとおり、年金の過去支給分について収入申告するとする部分（本件申請書②イ）及びこれにつき別途計算書に基づき経費及び自立に関する費用を控除せよとする部分（本件申請書②ウ）は、法に基づく申請書の形式を用いてはいるものの、かかる内容は、法第61条に基づき被保護者に課せられた届出（収入申告）義務の履践であると解される。

法第61条に基づく被保護者の届出（収入申告）の義務は、「保護の実施機関が職権により被保護者の状況を調査、把握するとしてもそれだけでは被保護者の状況を適確に把握することが困難であるし、……保護の実施機関の行なう調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に資するものであつて、適正な保護の実施のために欠かせないもの」として被保護者に課せられたものである（東京地判昭和47年8月4日刑月4・8・1443参照）。このように、収入申告は、保護の実施機関の調査だけでは多数の被保護者の状態を把握するにも限界があるので、被保護者からも必要事項を自発的に届出させることにより、適正な保護の決定及び実施を円滑に進め

させることに資するものとして、不作為庁の職権による収入認定及びそれに基づく保護の決定や保護費の返還決定の端緒となるものに過ぎず、被保護者に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為ではないことは明らかである。また、収入申告に際し、被保護者から必要経費の控除や自立更生免除を求める旨の申し出があったとしても、それは収入申告と独立したものではなく、行政庁の判断は、被保護者からの収入申告をもとに行政庁が職権で収入認定（収入認定除外や必要経費の控除に関する判断もあわせて行われる）を行った上で、保護変更決定や法第63条に基づく保護費の返還決定において示されるのである。したがって、必要経費の控除や自立更生免除に関して審査請求人の用いる「申請」に対応した形でこれに行政庁が応答しなければならないものではない。

なお審査請求人は、過去に審査請求人が葛飾区難病手当について収入認定の応答を求めたところ、不作為庁が収入認定除外にあたることを理由に却下したことを指摘するが、それは、不作為庁が法令に基づく諾否の応答義務に基づいて行ったものではなく、審査請求人の便宜のために通知したに過ぎないものと解される。

また審査請求人は、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法である旨主張するが、審査請求人が引用する岡口基一『要件事実マニュアル4 第6版』の記載は、不作為の違法確認の訴えに関するものであるところ、同記述は、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令に基づく申請とは必ずしも適式な申請に限ると解すべきではなく、不適式な申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使にあたりと解することができる場合には、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令にもとづく申請があつたと解するのが相当であるとする趣旨のものであり（東京地判昭和48年9月10日判例時報734号34頁）、そもそも法令によって認められた申請権の行使にあたらぬ本件のような場合にはあてはまらないというべきである。

したがって、本件審査請求1のうち、本件申請書②のアイウに係る部分の審査請求は不適法である。

ウ 次に、本件審査請求書②のうち、審査請求人の障害者加算を求める部分（本件申請書②エ）及び重度障害者加算を求める部分（本件申請書②カ）に係る申請につい

ては、不作為庁は、事案の概要7のとおり、令和5年7月21日付けで保護変更決定を行い、請求人母宛に郵送で通知した（5葛福決第46288号）。

また、本件申請書②のうち、家族介護料の加算を求める部分（本件申請書②オ）に係る申請については、不作為庁は、事案の概要12のとおり、令和5年8月7日、支給要件を満たさないものとして申請を却下する旨の決定をし、請求人母宛てに通知した（5葛福東第5379号）。

したがって、本件審査請求1のうち、本件申請書②のエオカの各申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、当該審査請求1のうち、本件申請書②のエオカに係る部分の審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

エ 次に、本件審査請求書②のうち、障害者加算、家族介護料加算及び重度障害者加算につき始期を令和3年7月31日とすることを求める部分（本件申請書②キ）についてであるが、これは「保護申請書（変更）」の形式をとっているものの、保護の開始又は変更の時期について被保護者に申請権を認める旨の定めは法令において特段定められておらず、これについて行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに該当しないから、これを法令上の申請に当たると認めることはできない。

実質的にみても、審査請求人の重度障害者加算及び障害者加算については、不作為庁が令和5年7月21日付で、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛に通知しているところであり（5葛福決第46288号保護変更決定通知書）、当該保護変更決定において、加算の開始時期についての判断も示されているのであるから、審査請求人において、加算の開始時期に不服があるのであれば、当該保護変更決定に対し、東京都知事に対して審査請求を行えば足りるのであり（法64条）、別途、加算の開始時期に関して審査請求人の用いる「申請」に対応した形でこれに行政庁が応答しなければならないとする実益は存しない。

なお審査請求人は、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法である旨主張するが、審査請求人が引用する岡口基一『要

件事実マニュアル4 第6版』の記載は、不作為の違法確認の訴えに関するものであるところ、同記述は、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令に基づく申請とは必ずしも適式な申請に限ると解すべきではなく、不適式な申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使にあたると解することができる場合には、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令にもとづく申請があったと解するのが相当であるとする趣旨のものであり（東京地判昭和48年9月10日判例時報734号34頁）、そもそも法令によって認められた申請権の行使にあたらない場合にはあてはまらないというべきである。

したがって、本件審査請求1のうち、本件申請書②のキに係る部分の審査請求は不適法である。

オ 次に、本件審査請求2において審査請求人が、不作為庁の不作為があると主張する本件申請書①に係る申請についてであるが、このうち令和3年9月30日の通院交通費2,260円に係る申請については、不作為庁が、事案の概要3のとおり、令和3年11月15日付けで一時扶助決定を行い、その旨請求人母宛てに通知していることから、当該申請に対する不作為は存在せず、不作為についての審査請求の適法性要件を満たしていないといえる。

よって、当該申請に係る審査請求は不適法である。

カ また、本件申請①に係る申請のうち令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請については、不作為庁が、事案の概要13のとおり、令和5年9月26日付けで却下処分を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、当該審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

キ 次に、本件審査請求3において審査請求人が、不作為庁の不作為があると主張する本件申請書③に係る申請についてであるが、不作為庁が、事案の概要9のとおり、令和5年7月27日付けで却下処分を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、当該審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

(2) 本案について

ア 上述のとおり、本件各審査請求はいずれも不適法であるが、念のため本案について検討する。

イ 行政不服審査法第3条に定める不作為についての審査請求は、行政庁が法令に基づく申請に対して相当の期間内に処分を行わない場合に、行政庁による不作為から申請人を救済することを目的とする制度であるところ、行政庁が相当な期間を経過しても申請に対する応答を行わない場合には、相当の期間を経過したことを正当とするような特段の事情がない限り、原則として行政庁の不作為は違法となると解するべきである。

そして、この相当の期間は、基本的には処分又は裁決の種類や性質、事案の難易度等に応じて客観的に決められるべきである。

もっとも、法令が行政庁の応答すべき期間を特に定めている場合には、特段の事情がない限り、当該期間が経過したことをもって相当の期間を経過したものというべきであるところ、法第24条第4項は、保護の開始の申請に係る決定通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならないが、ただ、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる旨を定め、同条は要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族による保護の変更の申請について準用されている（法第24条第9項）。

したがって、特段の事情がない限り、当該期間が経過したことをもって相当の期間を経過したものというべきである。

ウ まず本件審査請求1のうち、令和5年7月6日付けでなされた、本件申請書②エオカに係る各申請についてみると、エ及びカについては同月21日付、オについては同年8月7日付で処分がなされていることが認められ、いずれも申請受理後14日を経過していることが認められる。

これにつき、本件申請書②エ及びカに係る期間の徒過はわずか1日であるが、不作為庁は、決定通知において14日の期間を徒過した理由を明示していない。

また不作為庁は、本件申請書②オに係る決定通知において、「この通知が申請受理後14日を経過した理由」として「検討に時間を要したため」と記載しているが、そのほかに期間の徒過を正当化する特段の事情を主張しない。

ところで不作為庁は、ファクシミリ装置を用いて送信する方法によってなされた

本件申請書②に係る申請につき、不作為庁の職員が当該ファクシミリを確認し、收受した日である令和5年7月7日を申請日として扱っているようであるが、かかる申請の取り扱いは違法である。

すなわち、行政手続法第7条は、行政庁は申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと定め、かつ、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと定め、いわゆる「受理」の概念を否定し、申請の到達主義を明確にしている。

本件申請書②については、その上部に「2023\_07\_06\_03:40:20GMT」と受信時刻が印字されており、GMT、すなわちグリニッジ標準時より9時間進んでいる日本時間においても令和5年7月6日中に不作為庁に到達したことが明らかである。

したがって、不作為庁の本件申請書②エオカに係る申請についての取扱いは、不作為に係る「相当の期間」経過を正当化する特段の事情の有無にかかわらず、違法と言わざるを得ない。

エ また本件審査請求2については、令和3年11月12日付でなされた本件申請書①に係る申請のうち、令和3年9月30日の通院交通費2,260円に係る申請については、令和3年11月15日付けで処分がなされ、令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請については、令和5年9月26日付けで処分がなされたことが認められ、後者の申請につき、申請受理後14日を大幅に経過して処分がなされたことが認められる。

これにつき不作為庁は、請求人母から本件申請書①の提出を受けた際に、請求人母に対し、令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請については申請期間を徒過し支給が不可能であることを口頭で説明したところ、同人からの了承があったため、事実上口頭による申請内容の一部の修正に応じた又は辞退、取下げがあったとし、その過程には問題がないなどと主張する。また不作為庁は、保護の申請後30日以内にその通知がないときは福祉事務所長が申請を却下したものとみなすことができる（法第24条第7項）から、審査請求人又は請求人母が令和3年11月15日付け処分通知を受領することによって却下を受けたと判断することは可能であったから、不作為にはあたらない旨主張する。

しかし、不作為庁が提出したケース記録をみても、令和3年11月12日面談時の請求人母のやり取りとしては、「8月分については、申請時期を過ぎているため支給不可であること説明済み。主、了承」としか記載されておらず、請求人母又は審査請求人から当該申請の取下げがあったことは認められない。

不作為庁においては、仮に申請の一部取下げがなされたのであれば、申請人からの取下書の提出を求めるか、当該申請書に申請の一部取下げ又は訂正を行う旨記載させるなど、申請に関する取扱いを明確にすべきである。

また、法第24条第7項の規定は、申請に対する処分が存在の場合であってもその存在を擬制しうる可能性を与えて決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請人の権利を保全するために設けられた規定であるから、不作為庁による不作為を何ら正当化するものではない。

したがって、不作為庁の主張は失当である。

よって、本件審査請求2に係る本件申請書①の申請のうち、令和3年9月30日の通院交通費2,260円に係る申請に対する処分については適法であるが、同年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請につき、これに係る処分を行うまでの不作為庁の対応が違法であることは明らかである。

オ また本件審査請求3については、令和5年7月14日付書面でなされた本件申請書③に係る申請について、令和5年7月27日付けで処分がなされ、申請後14日以内に処分及び通知がなされたことが認められる。

しかし不作為庁の弁明書によると、不作為庁は、ファクシミリ装置を用いて送信する方法によってなされた本件申請書③に係る申請につき、不作為庁の職員が当該ファクシミリを確認し、收受した日である令和5年7月18日を申請日として扱っているようであるが、ウで述べたとおり、かかる申請の取扱いは違法である。

本件申請書③の上部には「2023-07-14 23:51:09 GMT」との印字があることから、本件申請書③は、日本の時刻（グリニッジ標準時（GMT）より9時間進んでいる）に換算すると令和3年7月15日中に不作為庁に到達したことが認められる。

よって、本件申請書③に係る申請については令和3年7月15日に申請があったものとして取り扱うべきものであった。

以上のとおりであるから、本件申請書③の申請に対する処分は相当の期間内にな

されているといえるが、不作為庁の申請についての取扱いは違法である。

(3) 小括

不作為庁が本件申請書①のうち令和3年8月5日の通院交通費1,020円に係る申請、本件申請書②エオカに係る申請及び本件申請書③に係る申請に対する処分を行うまでの対応は違法であるが、それぞれにつき処分が行われた現在においては、審査請求人に審査請求を行う法律上の利益がなく、本件各審査請求は不適法である。

なお、生活保護法に基づき保護の実施機関がなした処分に不服がある場合には、東京都知事に対して審査請求をするものとされている（法64条）ため、却下処分そのものの違法不当については判断しない。

3 結論

以上のとおり、本件各審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月17日

審査庁 葛飾区長 青木克徳



- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。